

高病原性鳥インフルエンザ発生時における支援活動業務に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県薬剤師会（以下「乙」という。）は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項により農林水産大臣が特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表するものとされている家畜伝染病のうち高病原性鳥インフルエンザが奈良県内で発生した場合（疑い事例を含む。）において、法に基づき甲が行う防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、甲が乙に支援を求め、これに応じて乙が行う支援活動に係る業務（以下「支援活動業務」という。）について、次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合において甲が乙に支援を求める支援活動の実施に関し、甲から乙に対して協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、高病原性鳥インフルエンザ発生時に、甲の職員だけでは対応できず他の機関からの応援が必要と認める場合には乙に対し、支援活動の協力を要請することができる。

- 2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。
- 3 第1項の要請は、下記の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により行うものとする。
 - （1）発生場所の所在地
 - （2）支援活動業務の内容
 - （3）支援活動業務を行う予定期間、場所及び派遣を希望する薬剤師数
 - （4）その他甲が必要と認める事項

（支援活動業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する支援活動業務は、次のとおりとする。

- （1）次の業務に従事する薬剤師の派遣
 - ア 医師の処方箋に基づき、希望する防疫作業従事者へのタミフル投与
 - イ 防疫作業従事者からの服薬に関する相談への対応
 - （2）前号の業務に従事した薬剤師に対する謝金の支払業務
 - （3）その他甲が必要とする業務
- 2 乙は、本協定及び支援活動業務の内容について、あらかじめ乙の会員に周知するものとする。

（薬剤師の選定）

第4条 乙は、前条第1項第1号の薬剤師を選定するものとする。

- 2 乙は、前項の選定を迅速に行うため、候補となる薬剤師の情報をあらかじめ収集し、管理するものとする。

(支援活動業務の報告)

第5条 乙は、支援活動業務を実施したときは、当該支援活動業務の完了後速やかに、業務内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 支援活動業務の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、第3条第2項の周知並びに第4条第2項の収集及び管理に要した経費は、乙が負担するものとする。

(細目)

第7条 この協定に基づく支援活動業務を行うために必要な細部の事項については、県は、別に細目を定めることができるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から終了の意思表示がない限り、効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年12月18日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事 山下 真

乙 奈良県橿原市久米町926

一般社団法人奈良県薬剤師会

会 長 吉川 恵 司

畜 第 172 号
令和5年12月18日

一般社団法人奈良県薬剤師会
会長 吉川 恵司 様

奈良県食と農の振興部長

高病原性鳥インフルエンザ発生時における支援活動業務
に関する協定書第7条に基づく細目について（通知）

このことについて、別添のとおり定めましたのでよろしくお願いいたします。

高病原性鳥インフルエンザ発生時における支援活動業務に関する協定書
第7条に基づく細目

(通則)

第1 高病原性鳥インフルエンザ発生時における支援活動業務のため、奈良県（以下「県」という。）が一般社団法人奈良県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）に薬剤師の派遣を依頼する場合については、この取扱いに定めるところによる。

(薬剤師の選定)

第2 薬剤師会は、高病原性鳥インフルエンザ発生時における支援活動業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第4条第1項の規定による薬剤師の選定をしたときは、直ちに、次に掲げる項目を記載した名簿（第1号様式）を県に提出するものとする。変更する場合も、同様とする。

- (1) 氏名（フリガナを含む。）
- (2) 所属薬局
- (3) 住所
- (4) 電話番号（携帯電話が望ましい。）
- (5) 出務する日時

(委託料)

第3 県が薬剤師会に支払う委託料は、本業務に要する謝金、事務費、一般管理費（謝金及び事務費の合計額の10%を限度とする。）及び消費税相当額とする。

2 本業務における派遣薬剤師への謝金は、次のとおりとする。

- (1) 平日（5：00～22：00） 4,500円/時間
- (2) 土日祝日（5：00～22：00） 6,075円/時間
- (3) 平日（22：00～翌5：00） 6,750円/時間
- (4) 土日祝日（22：00～翌5：00） 7,200円/時間

3 薬剤師会は、協定書第5条の規定による報告書に、派遣薬剤師の派遣実績を記載した明細を添えて県に報告し、県は、各薬剤師の勤務時間を集計し、それを元に算定した謝金に相当する額を委託料として薬剤師会に支払う。

4 県が各薬剤師への謝金を算定するに際し、各薬剤師の勤務時間に1時間未満の端数が生じる場合は、10分単位で計算する。10分未満の端数は、10分として計算する。

5 勤務時間中に謝金の単価が切り替わる場合は、2の区分に応じて計算する。単価の切替えにより2の区分ごとに1時間未満の端数が生じる場合は、それぞれ10分単位で計算する。

6 県は、薬剤師会に対し、薬局ごと、薬剤師ごとに支払う謝金の明細を交付するとともに、委託料を支払う。

7 県から委託料の支払いを受けた薬剤師会は、派遣薬剤師の謝金に相当する額を原則として派遣薬剤師の所属する薬局に支払い、薬局は、派遣薬剤師に対して謝金を支払う。

(旅費)

第4 業務に必要な旅費は、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和25年7月奈良県条例第25号）に基づき支給する。

2 薬剤師の住所の報告がない場合は、県の予算単価のうち県内旅費により支給する。

(出務時間及び場所)

第5 出務時間は、原則として、次のとおりとする。ただし、作業状況により前後することがある。

(1) 5:00～9:20 (実作業時間5:10～9:10)

(2) 17:00～21:20 (実作業時間17:10～21:10)

2 出務場所は、奈良県郡山総合庁舎(大和郡山市満願寺町60-1)とする。派遣薬剤師は、登庁及び退庁するときは、同庁舎に設置される現地対策本部に必ず報告するものとする。

(派遣薬剤師への指示)

第6 県は、薬剤師に対する初動対応における業務運営に必要な指示を、薬剤師会を通じて派遣薬剤師に対して行い、派遣薬剤師はその指示に服するものとする。

2 県は、派遣薬剤師出務中の業務運営に必要な指示について、緊急を要する場合、県が直接派遣薬剤師に指示し、その内容について後刻薬剤師会に報告することで足りるものとする。

(支援活動業務の報告)

第7 薬剤師会は、支援活動業務の実績(実施期間、派遣薬剤師の延べ数、改善点)を業務終了後2ヶ月以内に報告する。

2 協定書第5条の報告書の様式は、第2号様式とする。

(その他)

第8 その他、本取扱いに定めのない事項が生じた場合には、県は薬剤師会と協議のうえ定めるものとする。

第2号様式（第7関係）その1

文 書 番 号
年 月 日

奈良県食と農の振興部長 殿

一般社団法人奈良県薬剤師会
会長 ○ ○ ○ ○

業務報告書

高病原性鳥インフルエンザ発生時における支援活動業務に関する協定書第5条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

記

1. 活動期間 年 月 日～ 年 月 日
2. 活動内容 別紙のとおり

第1号様式（第2関係）

整理番号	出務日時	所属薬局	住所	氏名	フリガナ	電話番号	その他
(例)	○月○日午前			奈良 花子	ナラ ハナコ	

※出務日時は、月日と午前又は夜間を記入してください。

第2号様式（第7関係）その2

別紙

整理番号	氏名	フリガナ	活動月日	所属薬局	支払方法
(例)	奈良 花子	ナラ ハナコ	○月○日	○○薬局	薬局経由

※活動日は、現地活動本部に業務開始を報告した日を記入してください。